

柳泉園組合クリーンポート長期包括委託審査委員会設置要綱を次のように定める。

平成28年3月2日

柳泉園組合管理者 並 木 克 巳

柳泉園組合クリーンポート長期包括委託審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 柳泉園組合クリーンポート長期包括委託（以下「本事業」という。）に係る事業者の選定等を行うため、柳泉園組合クリーンポート長期包括委託審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 本事業の実施方針に関する事。
- (2) 本業務の要求水準に関する事。
- (3) 事業者の審査基準に関する事。
- (4) 事業者の募集要項に関する事。
- (5) 事業者による提案書等の審査及び最優秀提案者の選定に関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員7名以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、学識経験者、専門的知識を有する者、関係三市清掃担当部長職及びその他管理者が必要と認める者のうちから管理者が委嘱し又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から柳泉園組合が最優秀提案者の選定結果を公表する日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議及び議事)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(委員の責務)

第8条 委員は、公平公正な審査に努めなければならない。

2 委員は、直接間接を問わず、一切本業務に関する入札等に参加してはならない。

3 委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。ただし、柳泉園組合又は委員会が公表した情報については、この限りでない。

(謝金)

第9条 管理者は、第3条第1項に規定する委員が審査委員会の会議に出席したときは、予算の範囲内において定める額を謝金として支給する。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、技術課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、最優秀提案者の選定結果の公表があった日に、その効力を失う。